

市立函館博物館資料受入基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市立函館博物館資料の収集および管理要綱（以下、「要綱」という。）第4条に規定する「市立函館博物館資料受入基準」に必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 資料の受入に当たっては、市立函館博物館の学芸員（以下、「学芸員」という。）が、次の各号について協議するものとする。

- (1) 要綱第2条の規定の適否
- (2) 博物館資料としての価値、妥当性
- (3) 現在、収蔵している資料との関連性
- (4) 同一または類似する資料の有無および保存状態
- (5) 受入対象資料の状態
- (6) 将来的な展示、調査、研究の可能性
- (7) 講座等での活用の可能性
- (8) 著作権等、資料に付随する権利の有無
- (9) 収蔵スペースからみた保管の可否
- (10) その他受入に必要な事項

2 次の資料については、原則として受入しないものとする。

- (1) 複製品、模造品
- (2) 汚損または破損等のため、展示に耐えられないもの
- (3) すでに同一の資料を収蔵しているもの
- (4) 受入に当たり、条件が付されるもの
- (5) その他受入に支障があるもの

3 第1項の協議に当たっては、資料ごとにチェックシートを作成のうえ、対象となる資料の状況を明らかにすること。

(施行日)

第3条 この基準は、要綱の施行の日から適用する。